

一般廃棄物処理基本計画



令和 5 年 1 2 月
大阪府 太子町

目次

第1章 計画の枠組み	1
第1節 はじめ	1
1. 計画の背景	1
2. 計画の前提条件	1
3. 国及び大阪府の関係法令・計画等	2
第2章 太子町の基礎的事項	4
第1節 基礎的事項	4
1. 人口及び世帯数	4
2. 産業	5
第3章 ごみ処理の現状と課題	6
第1節 ごみ処理の現状	6
1. ごみ処理の流れ	6
2. ごみの発生量	10
3. 中間処理	10
4. 最終処分	11
5. ごみ質	12
6. 資源化の実態	12
7. ごみ処理体制	13
8. ごみ処理における課題	13
第4章 ごみ処理基本計画	15
第1節 計画の基本方針	15
第2節 発生量・処理量の予測	15
1. 計画人口	15
2. ごみ排出量の予測結果	16
第3節 減量化のための役割、方策	19
第4節 ごみの適正処理に関する基本的事項	20
1. 収集・運搬計画	20
2. 中間処理計画	20
3. 最終処分計画	20
第5章 生活排水処理の現状	21
1. 処理体制	21
2. 生活排水処理人口の実績	23
3. し尿・浄化槽汚泥の処理状況	23
4. 太子町内主要河川水質調査結果	24
第6章 生活排水処理の課題	25
1. 公共下水道の整備促進	25
2. 公共下水道未整備区域における生活排水処理の促進	25

3. 浄化槽の適正な維持管理	25
第7章 生活排水処理基本計画	26
第1節 生活排水処理基本計画	26
第2節 生活排水処理の目標	26
1. 達成目標の概要	26
2. 処理形態別人口の見込み	28
3. し尿・浄化槽汚泥量の予測	29
第3節 し尿及び浄化槽汚泥処理計画	31
第4節 広報・啓発	31
第8章 災害時のごみ及びし尿処理の体制	32
資料編1 語句の説明	33

第1章 計画の枠組み

第1節 はじめに

1. 計画の背景

太子町では、豊かな自然を未来の世代に繋いでいくため、2021年7月に「太子町ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

宣言文では、私たち一人ひとりが当事者として危機感を持ち、「持続可能な開発目標（SDGs）」に関する公民が連携した取組を進めながら、2050年までに本町の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言しています。今後、脱炭素社会実現に向けて、ごみの減量化や適正処理について取組を進めていくことが不可欠です。

また、生活排水（し尿及び生活雑排水）についても処理の現状を把握し、社会情勢の変化を踏まえ、実情に最も適した方策により適正処理について計画する必要があります。

本計画は、本町における一般廃棄物処理や生活排水の実態を明らかにし、問題点や課題を把握したうえで循環型社会の形成に向けた取組の基本的・長期的な方向性を示し、住民・事業者・行政が連携してごみの減量化や資源化、生活排水処理の適正処理の推進を目的として策定するものです。

2. 計画の前提条件

1) 策定根拠

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定する計画です。

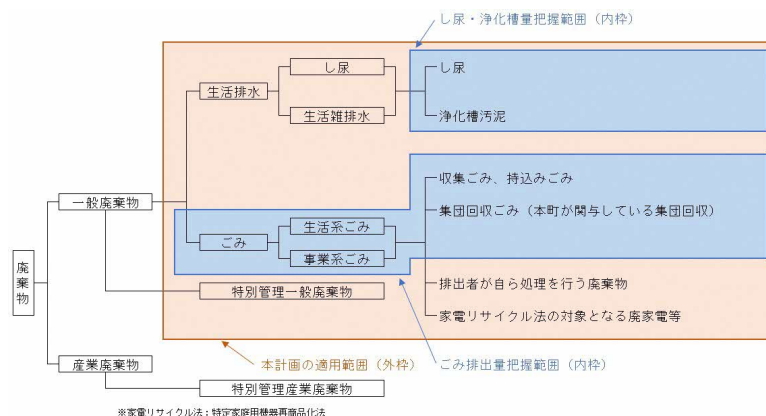
また、関連法令等の内容を踏まえるとともに、本町の上位計画である「第5次太子町総合計画」など、関連計画との整合性を図り策定します。なお、計画策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」や「生活排水処理基本計画策定指針」に基づくものとします。

2) 対象地域

本計画の計画対象区域は、太子町全域とします。

3) 適用範囲

本計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とします。



図表 1-1 本計画の適用範囲

4) 目標年次

計画期間：令和5年度から令和20年度

目標年度：令和20年度

3. 国及び大阪府の関係計画等

(1) 第4次循環型社会形成推進基本計画（2018年6月）

同計画は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものであり、同計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向けて、国が講ずべき施策を示されています。また、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」に関して目標が設定されています。

指 標	目 標（2025年度）
ごみ排出量	約3,800万 t
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人・日
リサイクル率	約28%
最終処分量	約320万 t

図表 1-2 第4次循環型社会形成推進基本計画における目標

(2) 廃棄物処理施設整備計画（2018年6月）

同計画は、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に則して定められるものです。同計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備について強調されています。また、ごみの適正な循環的利用の推進に関して目標が設定されています。

指 標	目 標（2022年度）
リサイクル率	27%

図表 1-3 廃棄物処理施設整備計画における目標

(3) 大阪府循環型社会推進計画（2021年3月）

同計画では、目指すべき循環型社会の将来像として、「資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられています。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。」を掲げています。また、目指すべき循環型社会の将来像の実現に向けて目標が設定されています。

指 標	目 標（2025年度）
ごみ排出量	276万 t
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	400g/人・日
リサイクル率	17.7%
最終処分量	31万 t

図表 1-4 大阪府循環型社会推進計画における目標

各関係計画における目標をまとめたものです。

項目	国	大阪府	
	第四次循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理施設整備計画	大阪府循環型社会推進計画
目標年度	2025年度	2022年度	2025年度
ごみ排出量	約3,800万t	—	276万t
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人・日	—	—
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人・日	—	400g/人・日
リサイクル率	約28%	27%	17.7%
最終処分量	約320万t	—	31万t

図表 1-5 各関係計画における目標

(4) 第5次太子町総合計画後期基本計画(2021年4月)(廃棄物関連)

本町の最上位計画となる「第5次太子町総合計画後期基本計画」に資源循環型の廃棄物処理対策について掲げられています。

② 資源循環型の廃棄物処理対策を進めます



<施策(行政が行うこと)>

本町ではこれまでごみの発生抑制に継続的に取り組んでおり、その成果はごみ排出量の経年的減少となって現れています。

今後も大量生産・大量消費生活に対する反省と環境への負荷の少ない生活への見直しを図るため、ごみの発生抑制とともに、再資源化に取り組みます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成31年度(2019)実績値	令和7年度(2025)目標値
ごみ排出量	t	3,735	3,800

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○収集日程に合わせて適正にごみを排出し、地域のごみ収集場所を清潔に保持することで、不適正排出の無いよう組織的に取り組みます。 ○資源ごみの分別に取り組み、資源の循環向上に努めます。
事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○店舗・事業所の責任を認識し、ごみを適正に処理します。

図表 1-6 第5次太子町総合計画後期基本計画

第2章 太子町の基礎的事項

第1節 基礎的事項

1. 人口

1) 人口・世帯数

人口は、平成17年度の14,573人をピークに減少傾向で推移しています。令和4年度の人口は、12,935人で、ピーク時の人口と比べて89%程度となっており、今後も人口減少はさらに進行していくものと予想されます。

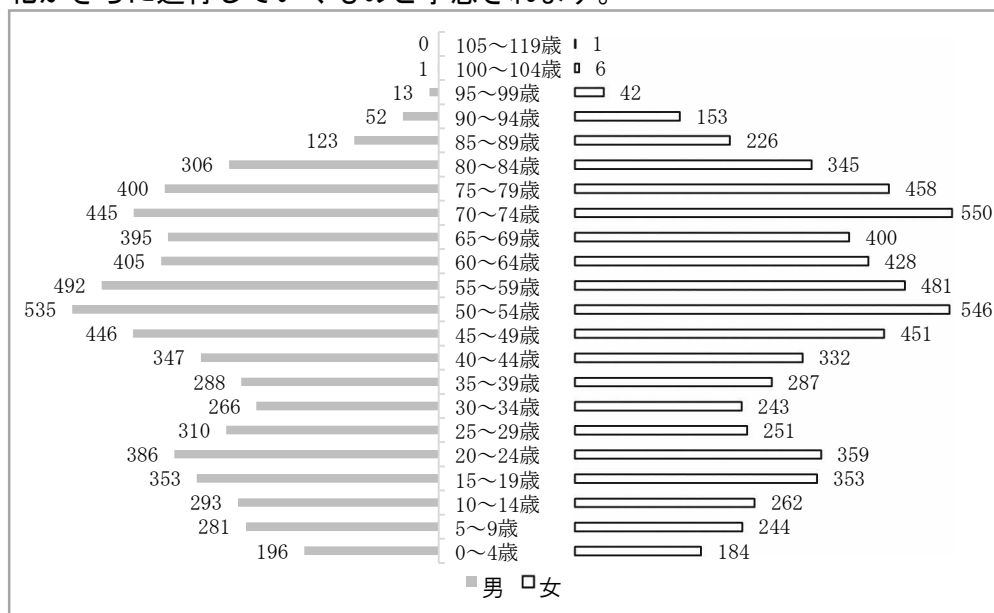
一方、世帯数は、経年的に増加傾向で推移しています。令和4年度の世帯数は、5,623世帯で、人口がピークであった平成17年度（5,006世帯）と比べて112%程度となっており、1世帯あたりの人員が減少傾向となっています。



図表 2-1 人口・世帯数の推移

2) 年齢別人口構成

年齢階級別人口のグラフから、高齢化が進行していることが分かります。今後も少子高齢化がさらに進行していくものと予想されます。



図表 2-2 年齢階級別人口（令和4年度末）

2. 産業

本町の産業動向をみると、農業では、ブドウ・ミカンを主体とする果樹園芸作物や軟弱野菜の生産が主となっています。しかしながら、近年では農家の減少が顕著となっており、平成 27 年の経営耕地面積は 115ha、農家数は 317 戸となっています。

工業では、本町においては工業地域の用途区域指定はなく、町内に事業所が散在しています。平成 30 年では従業者数 403 人、年間製造品出荷額は約 117 億円となっています。平成 26 年には製造品出荷額が大幅に増加しています。主な業種としては、金属製品、プラスチック製造、非鉄金属製造業などとなっています。

商業では、本町の商業施設については、国道 166 号及び役場周辺に商業施設の集積がみられます。卸・小売業の年間商品販売額等についてみると、平成 28 年の年間商品販売額等については 60 億円となっており、近年、減少傾向であった状況から回復しています。また、平成 30 年には町内に大型商業施設が開業していることから、今後も年間商品販売額等の増加が期待されます。人口 1 人当たりの年間商品販売額等についてみると、大阪府の平均を大きく下回っており、住民の購買活動が町外に流出している状況となっています。

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の流れ

1) 分別区分

ごみは、一般家庭から排出される家庭系ごみと、事業所から排出される事業系ごみの二種類に分けられます。家庭系ごみについては、「もえるごみ」、「粗大ごみ」、「カン・ビン」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」、「金属類」の6つに分けて収集しています。「もえるごみ」及び「粗大ごみ」については、ごみシール制を導入しており、年間に一定量までの排出を無料としています。一定以上の量を排出する場合には、有料のシールを貼った上で、排出することと定めています。

「古紙、ダンボール等」については、集団回収による資源回収を行っています。

分別区分	種類	内容	シール	収集頻度	排出方法		
家庭系ごみ	もえるごみ	生ごみ類	料理くず・残飯・茶殻・卵のから等	もえるごみシール	週2回	推奨ごみ袋	
		紙くず類	ちり紙・紙おむつ・紙くず・菓子箱等				
		木くず類	割り箸・竹串・鉛筆・落ち葉や草等				
		皮革類	靴・ランドセル・かばん・ベルト類				
		プラスチック類	CD・DVD・BD・テープ・歯ブラシ・スポンジ・使用済みライター等				
		その他	乾電池（少量）・少量の灰・廃食油・人形等				
	粗大ごみ	家具・寝具類	いす・タンス・机・布団等	粗大ごみシール	月2回	結束等	
		家電製品類	マッサージチェア・ビデオデッキ等				
		せともの類	コップ・皿・茶碗・花瓶等				
		ガラス類	耐熱ガラス・コップ・鏡・蛍光灯等				
		その他	乾電池（大量）・ハンガー（金属製）・傘・剪定枝・ストーブ				
	資源ごみ	缶・ビン	缶類	缶詰・ビール缶・ミルク缶・菓子缶・お茶缶等	不要	月2回	推奨ごみ袋
			ビン類	調味料・海苔ビン・ドリンク剤・ボン酢・ドレッシング・酒ビン			
		プラスチック製容器包装	ボトル類	洗剤・サラダ油・シャンプー等のボトル		月2回	
			パック類	卵・化粧品パッケージ等のパック			
			袋類	レジ袋・菓子袋			
			発泡スチロール製緩衝材	梱包用材（発泡スチロール）等			
			トレイ類	惣菜・豆腐・刺身等の容器			
カップ類			カップ麺・ヨーグルト等のカップ				
ペットボトル		PET1マークがついた飲料用・酒類用・調味料等のボトル	月1回 夏季期間は2回				
金属類		フライパン・包丁・やかん・自転車・一斗缶・電子レンジ・扇風機・ガスコンロ等	月2回	結束等			
集団回収		古紙・段ボール等	新聞・雑誌・段ボール・布類・牛乳パック	実施団体によって異なります			

図表 3-1 分別区分と排出方法等（家庭系ごみ）

分別区分	種類	シール	収集回数	排出方法
事業系ごみ	もえるごみ	有料シール	事業所により異なる	推奨ごみ袋

図表 3-2 分別区分と排出方法等（事業系ごみ）

本町とともに「南河内環境事業組合」を構成する市町村では、5～8 分別を実施しています。

市町村名	分別数	分別区分
富田林市	6	①もえるごみ/②粗大ごみ/③カン・ビン/④ペットボトル/⑤プラスチック製容器包装/⑥牛乳パック
河内長野市	5	①もえるごみ/②もえないごみ・粗大ごみ/③ペットボトル/④プラスチック製容器包装/⑤カン・ビン・小型金属類・古紙・古布
大阪狭山市	8	①もえるごみ/②粗大ごみ/③カン・ビン/④古紙/⑤牛乳パック/⑥ペットボトル/⑦発泡スチロール/⑧電化製品・金属
太子町	6	①もえるごみ/②粗大ごみ/③カン・ビン/⑤ペットボトル/ ⑥プラスチック製容器包装/⑥金属類
河南町	5	①もえるごみ②粗大ごみ③カン・ビン④ペットボトル⑤プラスチック製容器包装
千早赤阪村	5	①もえるごみ②粗大ごみ③カン・ビン④ペットボトル⑤プラスチック製容器包装

図表 3-3 近隣市町村の分別数と分別区分について

また、全国及び大阪府における分別数ごとの市町村数は次のとおりです。10 分別以下で比べると、全国では分別数が多いほど市町村数が多くなっています。大阪府では7 分別を採用している市町村が最も多い結果となっています。

分別数	分別無し	2種類	3種類	4種類	5種類	6種類	7種類	8種類	9種類	10種類	11種類以上
全国	0	5	10	12	32	62	62	91	105	110	1230
大阪	0	0	0	1	6	7	8	5	4	3	9

出典「一般廃棄物処理事業実態調査 令和2年度調査結果」

大阪府は「一般廃棄物処理事業実態調査 平成28年度調査結果」より

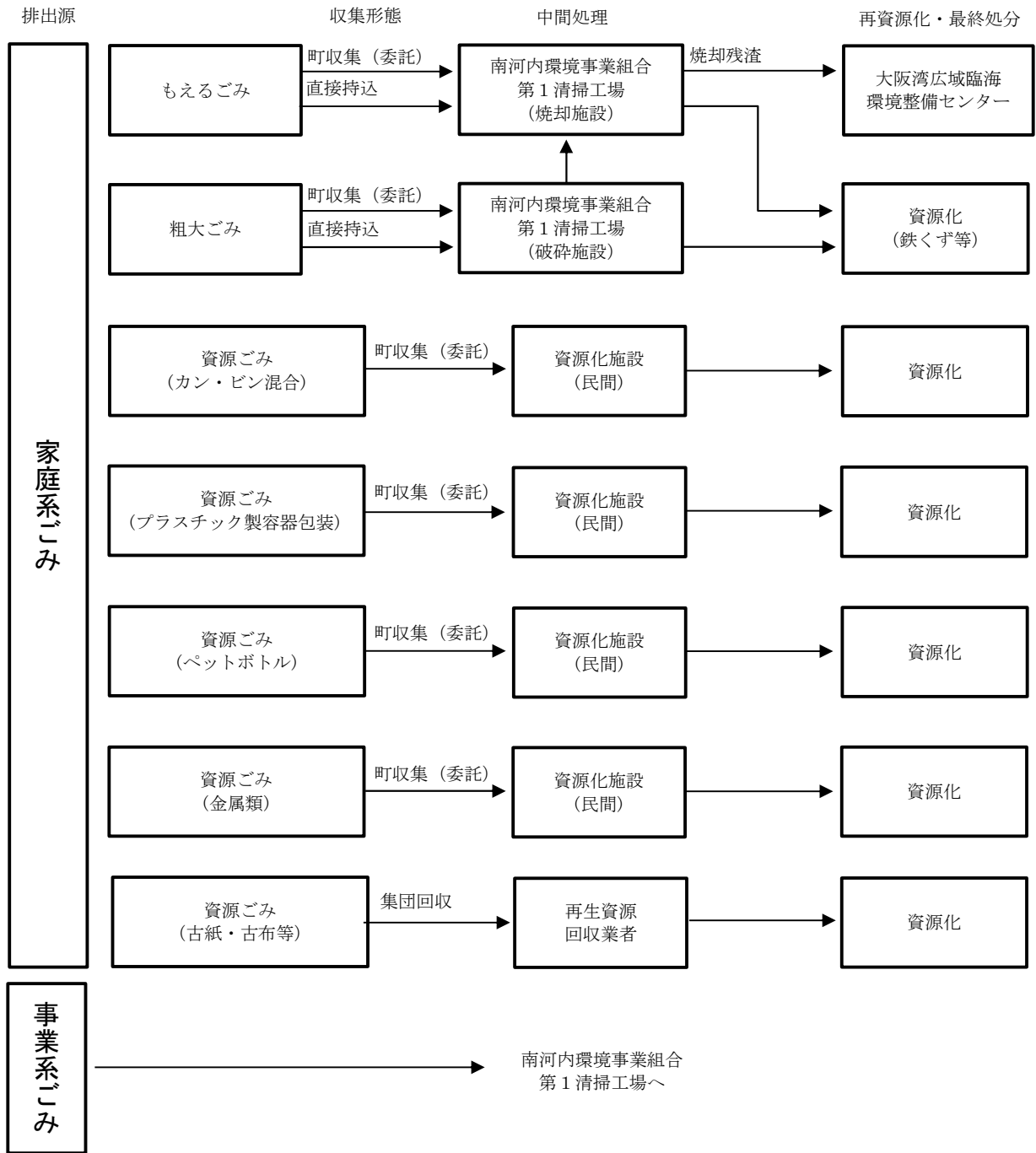
図表 3-4 分別数のまとめ（全国と大阪府）

2) 収集方式

家庭系ごみについては、「もえるごみ」、「粗大ごみ」、「空き缶・空きびん」、「プラスチック製容器包装」、「ペットボトル」、「金属類」いずれもステーション方式で委託による収集・運搬を行っています。また、「古紙、ダンボール等」については、集団回収による資源回収を行っており、古紙等回収業者が収集しています。事業系ごみについては、戸別方式で収集しています。

3) 処理フロー

「もえるごみ」については、家庭系、事業系のいずれについても南河内環境事業組合の第1清掃工場で焼却処理を行っています。「粗大ごみ」については、第1清掃工場で破碎処理した後、金属類を選別して資源化し、残りを焼却処理しています。「もえるごみ」と「粗大ごみ」の焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）で埋立処分しています。「資源ごみ」については、種類別に選別し、再生資源回収業者等へ売却等を行っています。



図表 3-5 ごみ処理フロー

4) ごみ処理手数料

本町では、ごみの排出抑制・資源化を目的として、一定量無料型の有料制を実施しており、家庭系ごみのうち「もえるごみ」、「粗大ごみ」及び事業系ごみを排出する際にごみ処理券（シール）を貼ることとしています。ただし、一般家庭には図表に示すとおり、年間一定枚数のシールを無料で配布しており、一定枚数を超えた場合に負担が発生し、排出抑制・資源化への動機となります。シールの枚数と料金は、下表に示すとおりです。

種 類		ごみ処理券指定枚数	
家庭系	もえるごみ	1人～2人世帯	年110枚
		3人～4人世帯	年220枚
		5人～6人世帯	年280枚
		7人以上世帯	年340枚
	粗大ごみ	1世帯当たり年36枚	

図表 3-6 ごみ処理券指定枚数（無料配布数）

取り扱い区分			ごみ処理券料金
家庭系	もえるごみ	ごみ処理券指定枚数以内の場合	無料
		ごみ処理券指定枚数を超える場合	30ℓ袋：50円 45ℓ袋：100円
	粗大ごみ	ごみ処理券指定枚数以内の場合	無料
		ごみ処理券指定枚数を超える場合	500円
事業系	もえるごみ	収集、運搬、処理する場合	300円

図表 3-7 ごみ処理券料金

また、臨時収集や持込処理する場合にも手数料を徴収しています。さらに、家電リサイクル法の対象となるエアコンやテレビ、冷蔵庫等を町が収集・運搬する場合は1点につき2,700円の手数料を徴収しています。手数料は下表に示すとおりです。

取り扱い区分	手数料
臨時的に収集する場合	1tにつき11,000円
持込処理する場合	20kgにつき340円
家電リサイクル法対象廃家電 （エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を収集、運搬する場合	1点につき2,700円

図表 3-8 臨時収集、持込処理手数料

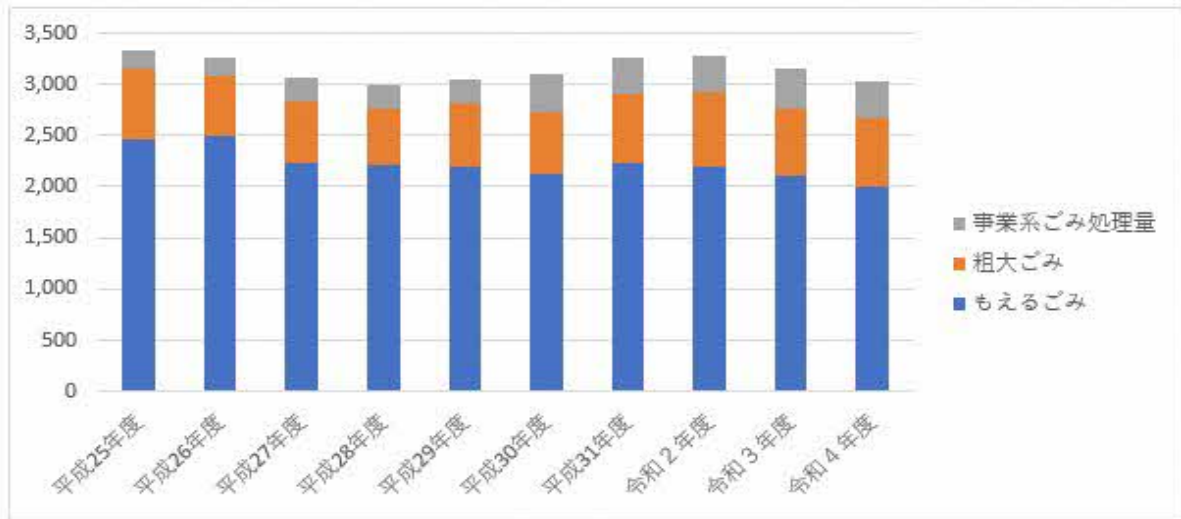
2. ごみの発生量

1) 年間ごみ発生量

過去 10 年間のごみの種類別発生量は以下のとおりです。家庭系ごみ処理量については、減少傾向にありましたが、ここ数年は停滞しつつあります。事業系ごみ処理量については、小売店やスーパーの出店があった平成 30 年度に大きく上昇し、高止まりしている状況です。

項目		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
ごみ排出量 (G)+(H)		t/年	3,374	3,287	3,057	2,976	3,027	2,954	3,129	3,168	3,013	2,909	
資源ごみ	カン類 (A)	t/年	32	31	29	27	27	27	28	29	28	23	
	内訳	アルミ	kg/年	13,030	12,950	12,500	12,240	12,100	12,040	13,020	14,390	14,080	11,530
		スチール	kg/年	18,740	17,890	16,030	14,920	14,670	14,660	15,070	14,600	13,730	11,790
	ビン類 (B)	t/年	64	68	69	69	64	56	53	58	55	58	
	内訳	白色	kg/年	14,950	14,930	15,580	15,410	14,930	11,950	11,660	12,600	13,520	11,620
		茶色	kg/年	16,520	17,220	15,820	15,600	14,110	11,240	12,460	13,770	13,770	14,400
		その他	kg/年	32,890	35,820	37,260	37,520	35,240	32,860	28,860	31,960	27,370	31,770
缶ビン小計(A)+(B) (C)	t/年	96	99	97	96	91	83	81	87	82	81		
プラスチック類 (D)	t/年	101	100	101	101	103	109	107	107	114	118	115	
内訳	ペットボトル	kg/年	23,050	27,050	22,640	23,610	24,700	26,090	25,360	27,350	28,840	29,090	
	プラスチック容器包装	kg/年	77,450	73,270	78,450	77,780	78,250	82,730	81,560	86,350	89,380	86,220	
集団回収 (E)	t/年	361	350	325	304	284	263	250	203	175	156		
内訳	古紙類	kg/年	283,315	276,220	250,710	235,260	216,010	195,320	184,020	152,130	126,660	111,870	
	古布類	kg/年	29,620	27,880	27,600	23,320	22,730	23,030	23,570	11,710	14,710	13,230	
	段ボール	kg/年	47,794	45,770	46,300	44,720	44,970	43,910	42,400	39,280	33,750	30,660	
	牛乳パック	kg/年	700	550	520	410	250	240	60	40	20	0	
金属類 (F)	t/年	17	14	21	19	23	28	32	51	45	42		
資源ごみ計 (C)+(D)+(F) (G)	t/年	214	213	219	216	217	220	220	252	246	238		
家庭系ごみ処理量 (H)	t/年	3,160	3,074	2,838	2,760	2,810	2,734	2,909	2,916	2,768	2,671		
内訳	もえるごみ	t/年	2,453	2,503	2,227	2,214	2,194	2,122	2,226	2,194	2,108	2,001	
	粗大ごみ	t/年	707	571	611	546	616	612	683	722	660	670	
事業系ごみ処理量	t/年	172	186	227	242	240	372	357	361	385	357		

図表 3-9 ごみの年間発生量の推移



図表 3-10 過去 10 年間のごみの発生量

3. 中間処理

1) もえるごみ・粗大ごみ

もえるごみ・粗大ごみの処理については、南河内環境事業組合の第 1 清掃工場で行っています。

第 1 清掃工場は、昭和 45 年度から稼働しています。昭和 60 年度に建替えを行いました、施設の老朽化に伴い、平成 16 年度から平成 18 年度の 3 ヶ年にわたるダイオキシン対策の強

化を含む基幹的設備整備工事や平成 18 年度における旧建物の耐震補強工事が行われました。

焼却炉の処理能力は 300 t /24 h、破砕機の処理能力は 50 t /5h です。

破砕ごみ処理施設では、粗大ごみを破砕処理した後に有価物を選別資源化し、残りはすべて焼却処理をしています。

南河内環境事業組合中間処理施設の概要は、下表に示すとおりです。

名称	第 1 清掃工場	
所在地	富田林市大字甘南備 2345 番地	
敷地面積	12,056.72 m ²	
延床面積	9,269.33 m ²	
施設	焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
着工	昭和 57 年 7 月 23 日	昭和 60 年 8 月 22 日
竣工	昭和 60 年 7 月 30 日	昭和 61 年 3 月 31 日
処理方法	全連続燃焼式機械炉	衝撃剪断併用回転式
ビット容量	ごみ 3,225 m ³ 灰 350 m ³	破砕ごみ 1,497 m ³
処理能力	300 t /24 h (150 t /24 h × 2 基)	回転式 50 t /5h × 1 基

図表 3-11 南河内環境事業組合中間処理施設の概要（第 1 清掃工場）

2) 資源ごみ

資源ごみとして回収したカン・ビン、プラスチック製容器包装、ペットボトル、金属類は、民間の資源化施設で選別処理を行い、再生業者に引き渡して資源化されます。

4. 最終処分

もえるごみ及び粗大ごみから有価物を選別回収後の焼却残渣は、広域臨海環境整備センター法に基づく大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）に南河内環境事業組合が委託し、埋立処分しています。

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）
根拠法律	広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）
設立	昭和57年3月1日
広域処理対象地区	近畿 2 府 4 県 168 市町村
広域処理場整備対象港湾	4 港湾
業務	① 港湾管理者の委託 ・ 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理 ・ 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成
	② 地方公共団体の委託 ・ 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理 ・ 一般廃棄物等による海面埋立て ・ 施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理
	③ 産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て
	④ 付帯業務
資本金	1 億 3,690 万円
出資団体	地方公共団体（174 団体） 港湾管理者（4 団体）
管理委員会	管理委員長：大阪府知事 管理委員：滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、奈良県知事 和歌山県知事、大阪市長、神戸市長

図表 3-12 大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）の概要

5. ごみ質

もえるごみのごみ質は、図表に示すとおり、総量の40%以上を「紙・布類」が占めています。次いで「ビニール・合成樹脂類・ゴム・皮革類」が25%程度占めています。

また、三成分では、水分が約50%を占めています。

	項 目	測定結果[%]		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ質	紙・布類	40.6	45.5	45.7
	ビニール・合成樹脂類・ゴム・皮革類	25.1	26.0	25.8
	木・竹・わら類	10.8	8.0	7.9
	厨 芥 類	15.8	15.4	11.8
	不 燃 物 類	3.7	2.6	6.1
	そ の 他	4.0	2.5	2.7
	単 位 容 積 重 量	162 kg/m ³	167 kg/m ³	170 kg/m ³
三成分	水 分	48.9	49.7	46.5
	可 燃 物	44.2	44.2	46.0
	灰 分	6.9	6.1	7.5

資料：南河内環境事業組合の事業概要より抜粋

図表 3-13 もえるごみの組成分析結果（第1清掃工場）

6. 資源化の実態

本町における資源ごみの収集状況等を下表に示します。

1) 資源化物の分別収集

資源化の推移は、図表に示すとおりです。

単位：t／年

	空きびん	空き缶	プラスチック製 容器包装	ペットボトル	金属類	合計
平成28年度	68.5	27.2	77.8	23.6	19.1	216.2
平成29年度	64.3	26.8	78.3	24.7	22.7	216.8
平成30年度	56.1	26.7	82.7	26.1	28.4	220.0
平成31年度	53.0	28.1	81.6	25.4	31.8	219.9
令和2年度	58.3	29.0	86.4	27.4	50.9	252.0
令和3年度	54.7	27.8	89.4	28.8	45.2	245.9
令和4年度	57.8	23.3	86.2	29.1	42.1	238.5

図表 3-17 資源化の推移

2) 再生資源集団回収

各家庭から排出されるごみのうち、再生資源（新聞・雑誌・段ボール・布）の集団回収実施団体に補助金を交付し、ごみの減量化及び再資源化を推進しています。回収量の推移を下表に示します。

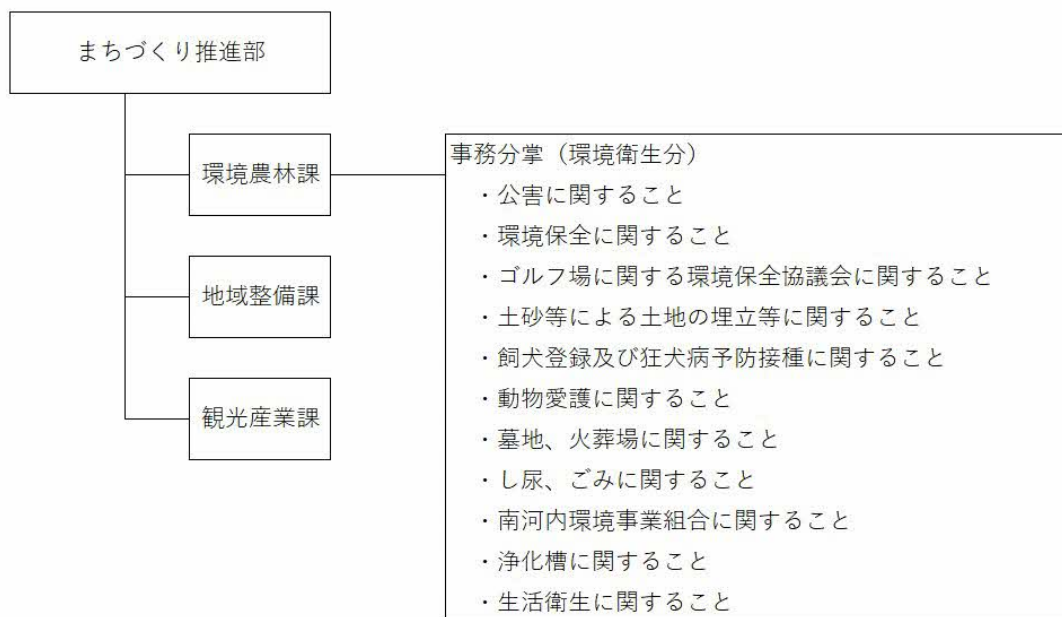
単位：t／年

	紙類(t)	段ボール(t)	古布類(t)	合計(t)	補助金単価	団体数
平成25年度	284.0	47.8	29.6	361.4	4円/kg	29
平成26年度	276.7	45.8	27.9	350.4	4円/kg	29
平成27年度	251.2	46.3	27.6	325.1	4円/kg	29
平成28年度	235.7	44.7	23.3	303.7	4円/kg	29
平成29年度	216.3	45.0	22.7	284.0	4円/kg	31
平成30年度	195.6	43.9	23.0	262.5	4円/kg	38
平成31年度	184.1	42.4	23.6	250.1	4円/kg	34
令和2年度	152.2	39.3	11.7	203.2	4円/kg	32
令和3年度	126.6	33.8	14.7	175.1	4円/kg	30
令和4年度	111.9	30.7	13.2	155.8	4円/kg	30

図表 3-18 再生資源集団回収実績の推移

7. ごみ処理体制

まちづくり推進部の機構及びごみ処理行政を所管する環境農林課の事務分掌を下表に示します。



図表 3-20 まちづくり推進部の機構図

8. ごみ処理における課題

1) 家庭ごみ減量化・資源化の推進

(1) 減量化の推進

ごみの減量化のためには、ごみの発生を抑える「リデュース (Reduce)」、物を繰り返し再使用する「リユース (Reuse)」、ごみを資源として再生利用する「リサイクル (Recycle)」

の3Rに加え、過剰包装など、不要なものを断る「リフューズ (Refuse)」を加えた4Rの取組を促進し、循環型社会を形成する必要があります。

また、食べられるのに捨てられてしまう食品「食品ロス」については、その削減に向けて、買物時に「買いすぎない」、料理を作る際「作りすぎない」、そして「食べきる」ことや残った食材は別の料理に活用するなど住民啓発に努めます。

(2) 資源化の推進

ごみの資源化には、分別収集が必要となります。分別普及のために、平成8年2月からシール制度を導入しており、もえるごみと粗大ごみにはシールが必要ですが、ビン・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金属類のリサイクルできるものにはシールは不要です。

また、家電リサイクル法の対象品目である「エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機」や容器包装リサイクル法の対象品目については、円滑な再商品化を推進するため、今後も継続して啓発を行います。

(3) 集団回収への支援

町会、自治会、子ども会等の各種団体は、新聞、雑誌、段ボール、古布等のリサイクル活動を行っています。本町では、リサイクル活動を行っている各種団体に対して補助金を交付しています。過去5年間の実績では、新聞購読者数減少等の要因により、その量は減少傾向にありますが、分別排出に対する取り組みを支援していく必要があります。

2) 事業所ごみ減量化・資源化の推進

家庭ごみと同様に減量化・資源化を図っていく必要があります。事業系一般廃棄物は、有料シール制度を導入しており、ごみ処理の費用負担を事業者に求めています。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

私たちの豊かな暮らしを支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄という経済社会構造は、大量の廃棄物を生み出し、地球規模の環境汚染や地球温暖化などの環境問題、さらに限りある資源の枯渇など、日々の生活にも深刻な影響を及ぼす状況になっています。このことから、これまでのライフスタイルを見直し、資源の循環を基調とした「循環型社会」を構築する必要があります。

住民・事業者・行政の各主体が、それぞれの果たすべき役割を認識したうえで、連携・協働して取組を進め、循環型社会の構築を目指すべく以下の4つの基本方針を設定します。

1. ごみの排出量を抑制する

ごみを出さないための意識づけ、ごみにしないための方策を促進します。

2. ごみの資源化を図る

ごみを可能な限り分別して、資源化を促進します。

3. ごみを適正に処理する

ごみの種類に応じた効率的な適正処理を行います。

4. 住民・事業者・行政の連携による取組

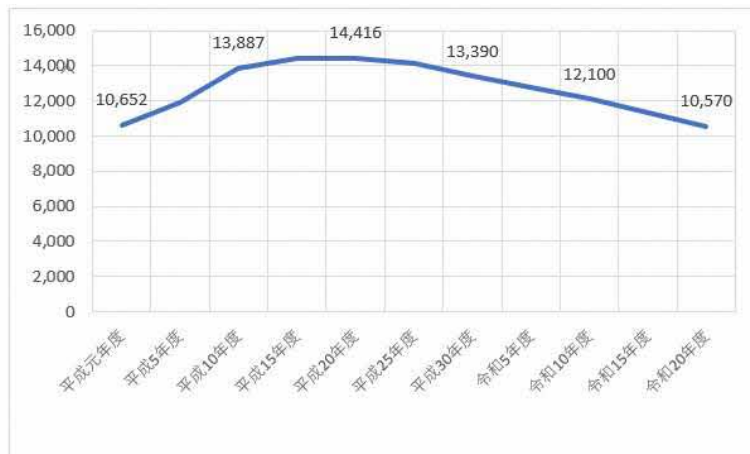
生産から流通、消費及び廃棄にいたる過程で、廃棄物の抑制、適正処理及びリサイクルを推進するために、住民・事業者と行政が協力して、ごみの減量や資源の有効活用に取り組みます。

第2節 発生量・処理量の予測

1. 計画人口

本町では、行政区域全体をごみ収集区域としており、行政区域内人口が計画収集人口となります。

本町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を参考に推定すれば、本町の人口は令和20年には、10,570人となります。



図表 4-1 予測される将来人口

2. ごみ排出量の予測結果

ごみの排出量の将来予測項目は、もえるごみ（家庭系）原単位・粗大ごみ原単位・資源ごみ原単位、・集団回収原単位とします。

予測手法として、過去の実績値（令和元年度～令和4年度数値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し除外する）から推定し、将来予測を算出します。将来の予測結果を下表に示します。

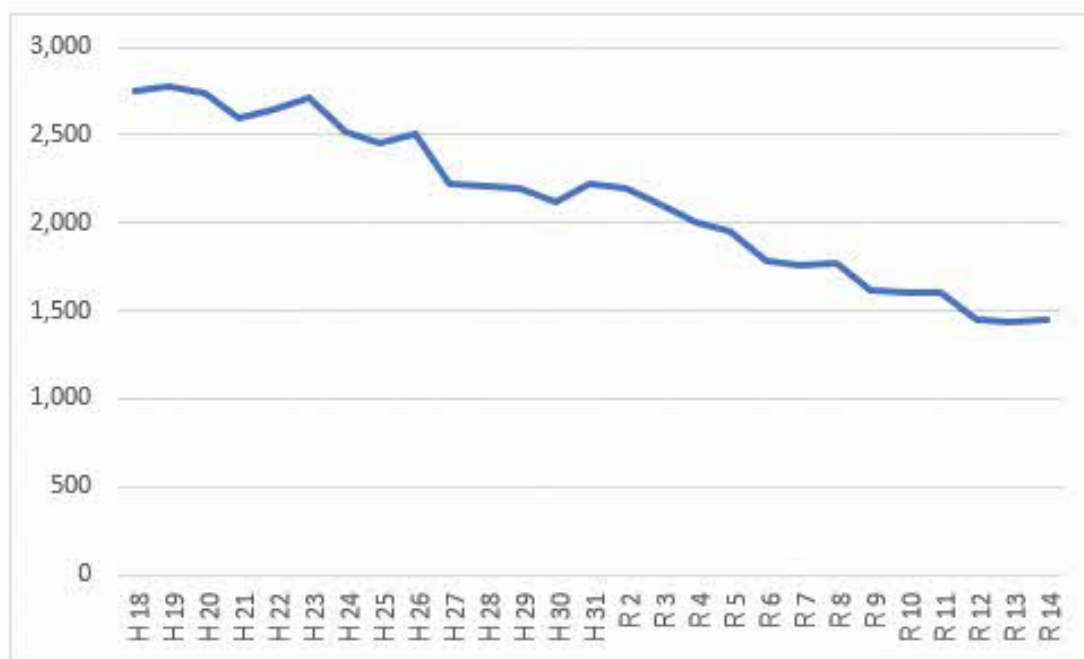
	収集人口 (人)	もえるごみ (家庭系) (t)	粗大ごみ (t)	資源ごみ (t)	集団回収 (t)	合計 (t)
平成18年度	14,548	2,746	589	337	614	4,286
平成19年度	14,429	2,775	591	323	578	4,267
平成20年度	14,416	2,744	543	285	510	4,082
平成21年度	14,278	2,593	530	279	463	3,865
平成22年度	14,307	2,644	548	228	431	3,851
平成23年度	14,216	2,712	592	234	414	3,952
平成24年度	14,226	2,519	640	224	405	3,788
平成25年度	14,110	2,453	707	213	361	3,734
平成26年度	13,958	2,503	571	213	350	3,637
平成27年度	13,804	2,227	611	219	325	3,382
平成28年度	13,675	2,214	546	216	304	3,280
平成29年度	13,507	2,194	616	217	284	3,311
平成30年度	13,390	2,122	612	220	263	3,217
令和元年度	13,276	2,226	683	220	250	3,379
令和2年度	13,172	2,194	722	252	203	3,371
令和3年度	12,999	2,108	660	246	175	3,189
令和4年度	12,935	2,001	670	238	156	3,065
令和5年度	12,799	1,948	617	229	168	2,962
令和6年度	12,663	1,784	621	227	153	2,785
令和7年度	12,527	1,765	617	229	133	2,743
令和8年度	12,385	1,777	619	231	113	2,739
令和9年度	12,243	1,613	617	232	98	2,561
令和10年度	12,100	1,599	620	230	80	2,529
令和11年度	11,958	1,606	615	231	65	2,518
令和12年度	11,816	1,449	617	233	47	2,346
令和13年度	11,664	1,435	613	230	34	2,312
令和14年度	11,512	1,449	615	232	17	2,313

図表 4-2 年度別ごみ排出量（年排出量）

2-1 もえるごみ

実績														将来予測												
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2,746	2,775	2,744	2,593	2,644	2,712	2,519	2,453	2,503	2,227	2,214	2,194	2,122	2,226	2,194	2,108	2,001	1,948	1,784	1,765	1,777	1,613	1,599	1,606	1,449	1,435	1,449

単位：t/年

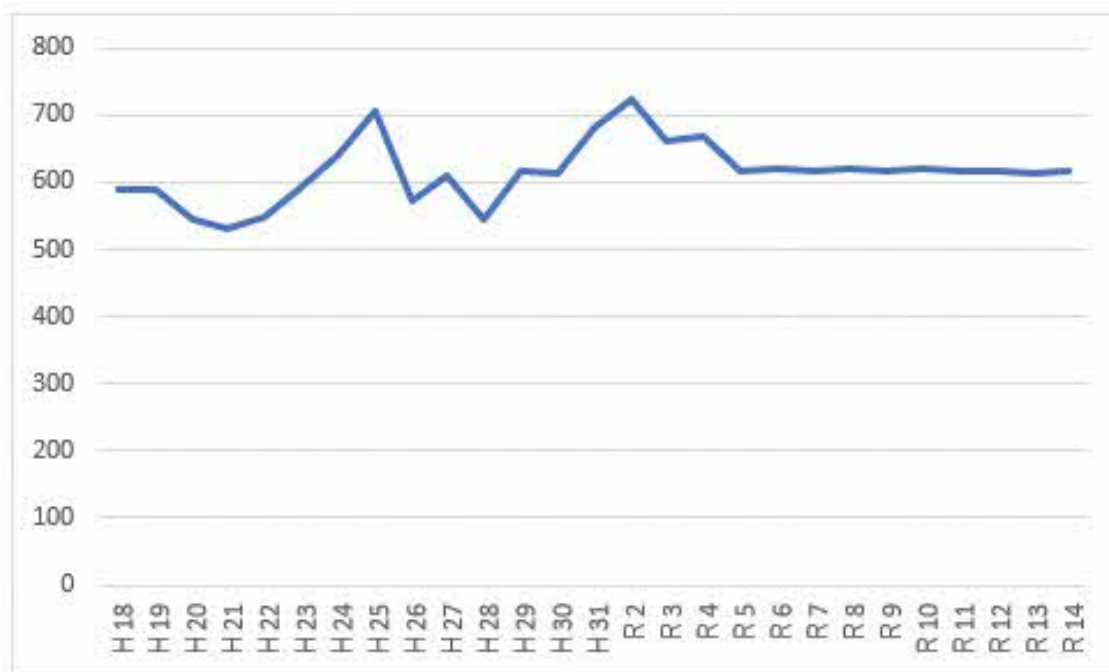


図表 4-3 もえるごみ 1人1日当たり排出量推計

2-2 粗大ごみ

実績														将来予測												
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
589	591	543	530	548	592	640	707	571	611	546	616	612	683	722	660	670	617	621	617	619	617	620	615	617	613	615

単位：t/年

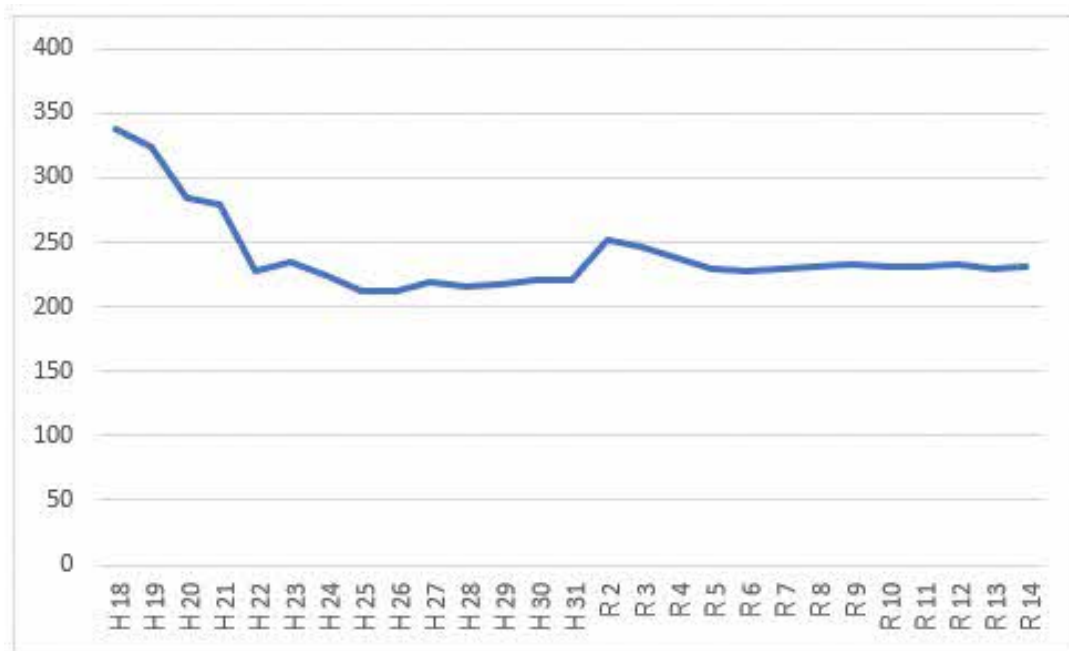


図表 4-4 粗大ごみ 1人1日当たり排出量推計表

2-3 資源ごみ

単位：t/年

実績														将来予測												
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
337	323	285	279	228	234	224	213	213	219	216	217	220	220	252	246	238	229	227	229	231	232	230	231	233	230	232

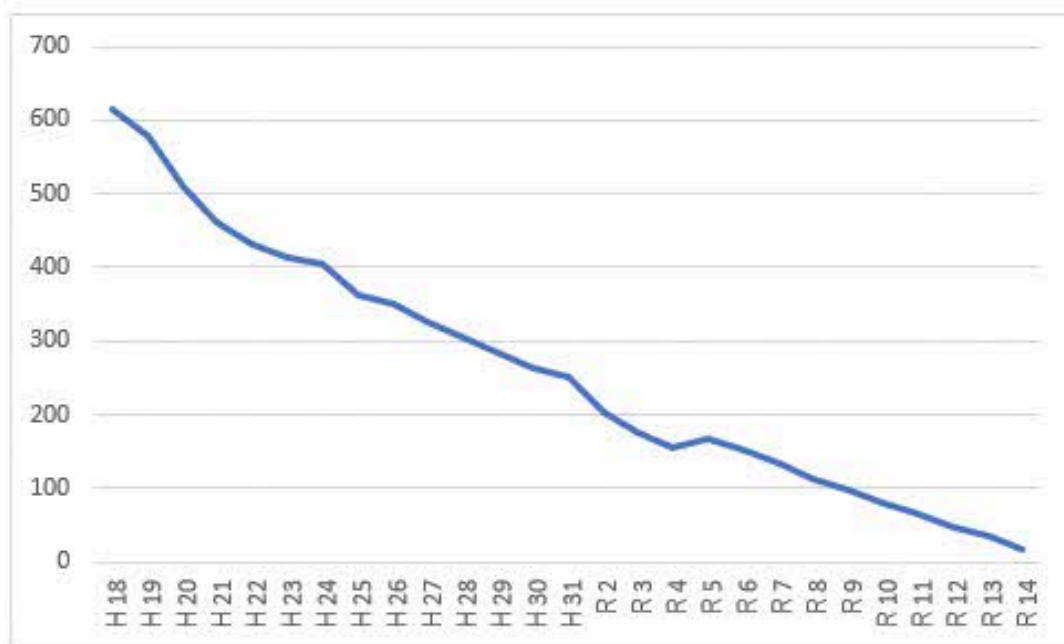


図表 4-5 資源ごみ 1人1日当たり排出推計表

2-4 集団回収

単位：t/年

実績														将来予測												
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
614	578	510	463	431	414	405	381	350	325	304	284	263	250	203	175	156	168	153	133	113	98	80	65	47	34	17



図表 4-6 集団回収 1人1日当たり排出推計表

第3節 減量化のための役割、方策

住民・事業者・行政が各々果たすべき役割、方策を以下に示します。

1) 住民の役割

住民は、ごみを排出する当事者として自ら発生・排出抑制に努めるとともに、町が取り組むごみの排出抑制・資源化に関することについて可能な限り協力するものとします。

基本施策	役割及び内容
プラスチックごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグやマイボトル、マイ容器を使用し、ワンウェイプラスチックの使用を極力控える。 ・ごみの分別ルールに基づき、プラスチックごみを分別して出す。 ・分別の際には識別マークを確認し、分別を行う。
ごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・詰替え商品、簡易包装の商品を選択する。 ・必要なものを必要な量だけ購入する。 ・簡易包装の詰め替え用品を購入する。 ・水切りネット等を使用して、しっかりと水切りをしてからごみ袋に入れる。 ・計画的に食品を購入し、消費期限内に使い切るようにする。 ・消費期限等の期限表示を理解する。 ・作り過ぎや食べ残しを削減する。
再使用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・物は丁寧に使用し、使い終わった物は再使用する。 ・再生品を使用するように努める。
リサイクルの推進 適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの出し方に沿ってごみを分別して出す。 ・古紙・古布類は、自治会等が行っている集団回収へ出すようにする。 ・使用済家電は適正にリサイクルする。 ・町のごみ分別区分を確認し、ルールに沿ってごみを排出する。

図表 4- 住民の役割

2) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制・資源化に努めるとともに、町が取り組むごみの排出抑制・資源化に関することについて可能な限り協力するものとします。

基本施策	役割及び内容
事業系ごみの削減 再使用の推進 プラスチックごみ対策 適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみになりにくい商品を設計、製造する。 ・資源化可能な紙類等を焼却ごみから分別する。 ・食料品の売れ残りが出ないように見直す。 ・長期間使用できる高耐久性の商品を設計、製造する。 ・詰め替えや簡易包装の商品を製造・販売する。 ・マイ容器への商品提供に取り組む。 ・使用済製品の自主回収に取り組む。 ・有害物質を含む廃棄物は、他の廃棄物と混ぜずに適正に処分する。
販売業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者にマイバックの持参を呼びかけ、再生品の利用を推奨していく。 ・過剰包装は行わず、適正包装の促進と開発を行っていく。 ・長期間使用することが可能な製品の開発や修理サービスの拡大を図り、廃棄物の減量に努める。

図表 4- 事業者の役割

3) 行政の役割

本町においてごみの減量化、再生利用を図るため、住民・事業者・行政の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図ります。

基本施策	役割及び内容
適正処理の推進 最終処分場の確保 環境教育啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・住民による廃棄物の4Rの取組を促進する。 ・住民・事業者に対して、ごみの減量化・資源化等ごみの分別に関する啓発を行う。 ・小学校社会科副読本を活用した環境教育。 ・自治会等での美化活動・清掃活動の推進。 ・広報紙やホームページ等を活用した広報活動。
ごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化可能な紙類等の搬入抑制等を実施する。 ・収集用シール継続の他、ごみの削減に繋がる方策について検討していく。
再使用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内での紙類の削減や、物品・消耗品の再使用に取り組む。 ・公共事業等において、廃材の再生品等の使用に努める。
過剰包装等の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー等に対して過剰包装の自粛を働きかける。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・紙製容器包装等の分別収集を徹底する。 ・積極的に再生品を利用する。
プラスチックごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルの水平リサイクルについて検討する。

図表 4- 行政の役割

第4節 ごみの適正処理に関する基本的事項

生活環境の保全及び公衆衛生の向上、並びに循環型社会の構築を図るとともに、社会情勢の変化に対応して、次の収集運搬計画・中間処理計画及び最終処分計画に基づき、より適正な収集・運搬、処理・処分を行います。

1. 収集・運搬計画

①ごみの収集運搬は、ごみステーション方式を基本とし、また、住民の生活スタイルに対応すべく、随時、予約制により行う臨時ごみ収集（有料）も引き続き実施していきます。

②地域の状況の変化や高齢化社会を見据え、収集運搬方法について、近隣市町村の動向を注視し、財源の確保等について調査・研究していきます。

③もえるごみ・粗大ごみの第1清掃工場への直接持ち込みについては、引き継ぎ継続し、住民サービスの向上を図っていきます。

④家庭及び事業所等から排出されるごみの収集運搬業務は、引き継ぎ継続して業者委託により実施しながら、さらに効率的で効果的な方法について検討していきます。

2. 中間処理計画

排出されたごみについては、中間処理施設で極力資源化・減量化・減容化・安定化することにより最終処分への負担をできるだけ軽減するものとします。

また、焼却施設（南河内環境事業組合第1清掃工場）においては、ダイオキシン類対策等の環境保全に十分配慮した処理を引き続き行っていくものとします。

3. 最終処分計画

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化により、最終処分量を削減し、焼却施設で発生する焼却残渣は、現状どおり大阪湾フェニックスセンターにて埋立処分するものとしますが、今後の大阪湾フェニックスセンターの動向を注視していく必要があります。

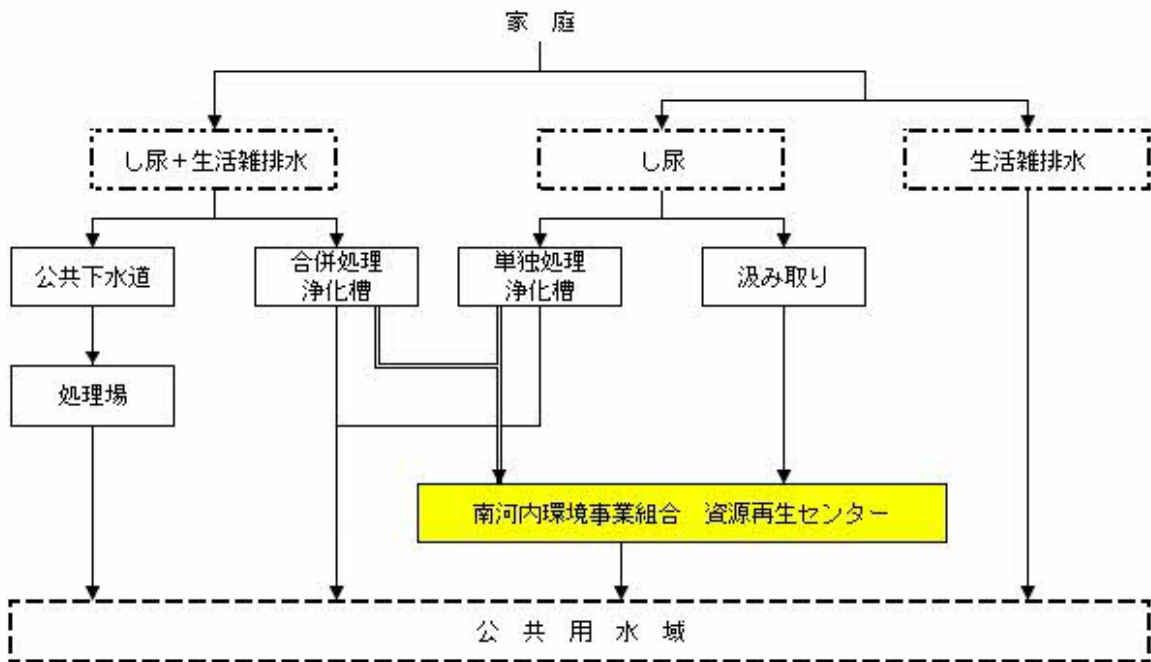
第5章 生活排水処理の現状

1. 処理体制

本町では、し尿と生活雑排水を併せて処理する公共下水道、合併処理浄化槽を使用している世帯と、し尿のみを処理する単独処理浄化槽を使用している世帯、及びし尿の汲み取りを行っている世帯があります。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、南河内環境事業組合にある資源再生センターにて処理しています。

生活排水の処理体制・処理主体・一般的な処理施設の分類を下表に示します。



図表 5-1 生活排水の処理体制

区 分	処理対象物	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	町
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	世帯
単独処理浄化槽	し尿	世帯
南河内環境事業組合 資源再生センター	し尿・浄化槽汚泥	組合

図表 5-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類		対象となる排水の種類	設置主体	施設整備規模 (計画人口)	対象区域	事業の進め方 の特徴	普及している地域、 普及しやすいと 考えられる地域
下水道	公共下水道	し尿 生活雑排水 工場排水 雨水等	市町村	1万人以上	主として 市街地	都市の市街地、団 地、住宅地等の人口 密集地区において面 整備を進める。	既存都市の中心部、 都市の宅地等の開発 が進められている地 域、流域下水道の幹 線が敷設されている 都市
	流域下水道		都道府県	(第1種)15万人以上 (当分10万人以上) (第2種)3万人～15万人	2以上の 市町村	河川の両岸、国道等 に幹線を敷設し、幹 線や終末処理場に近 い都市から面整備を 進める。	規模の大きい河川や 湖沼の流域に都市が 発達している地域、 公共下水道を建設し ていない都市が近接 している地域
	特定環境保全 公共下水道		都道府県 市町村	1千人～1万人	公共下水道 のうち市街化 区域外	自然公園、水源地等 農山漁村の集落の面 整備を行う。	河川や山の斜面に沿 って集落が発達して いる地域
浄化槽	農業・漁業集落 排水施設	し尿 生活雑排水	市町村 (土地改良区)	20戸以上 1千人程度以下	農業振興地域 内の農業集落	農業振興地域の集落 の面整備を行う。	農業振興地域に集落 が発達している地域
	コミュニティ・ プラント		市町村	101人～3万人	特に制限なし	新規に開発される団 地や住宅地、農山漁 村の既存の小集落等 の面整備を行う。	新規に団地等が開発 される地域、あるい は集落毎に生活排水 を処理することが適 当な地域
	合併処理 浄化槽		市町村 個人	—	—	新規に開発される団 地、新築建築物等に 設置する。また、既 存の住宅、建物の汲 取り便所、単独処理 浄化槽を敷設替えす る。各戸別の小規模 なものから大規模な ものまで設置者の事 情に合わせて選択で きる。	新規に団地等が開発 される地域、増改築 が行われる建物等、 地域あるいは集落毎 にもしくは各戸別に 生活排水を処理する ことが適当な地域、 住民参加による生活 排水処理の推進が求 められている地域
	単独処理 浄化槽	し尿	個人	—	—	現在製造中止であ る。	—
し尿処理施設		し尿 浄化槽汚泥	市町村	—	—	—	—

[参考] 生活排水処理基本計画策定指針（衛環第200号）平成2年10月 厚生省

図表 5-3 処理施設の分類

2. 生活排水処理人口の実績

本町では、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿収集による生活排水の処理を行っています。

令和4年度では、計画処理区域内人口12,935人のうち11,346人については、水洗化・生活雑排水処理がなされており、水洗化・生活雑排水処理率は87.7%となっています。

単位：人

区分\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1. 計画処理区域内人口	13,172	12,999	12,935
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	11,479	11,396	11,346
水洗化・生活雑排水処理率	87.1%	87.7%	87.7%
(1) 公共下水道	11,089	11,052	11,014
(2) 合併処理浄化槽	390	344	332
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	1,479	1,391	1,382
4. 非水洗化人口(汲取り人口)	214	212	207

注) 水洗化・生活雑排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

図表5-4 生活排水処理形態別人口の推移

3. し尿・浄化槽汚泥の処理状況

(1) し尿・浄化槽汚泥の収集・処理実績

し尿・浄化槽汚泥収集量について、令和4年度で、総量1,548kℓ/年のうち、浄化槽汚泥量が1,304kℓ/年と約84%を占めています。

原単位については、令和4年度で、し尿が3.23L/人・日、浄化槽汚泥が2.08L/人・日となっています。

区分\年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
収集人口 (人)	し尿	214	212	207
	浄化槽	1,869	1,735	1,714
収集量 (kℓ/年)	し尿	308	287	244
	浄化槽汚泥	1,394	1,386	1,304
	計	1,702	1,673	1,548
原単位 (L/人・日)	し尿	3.93	3.71	3.23
	浄化槽汚泥	2.04	2.19	2.08

※浄化槽人口は、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口の合算値

※浄化槽汚泥は、合併処理浄化槽汚泥、単独処理浄化槽汚泥の合算値

■し尿収集原単位(L/人・日) = し尿収集量(kℓ/年) ÷ 人口 ÷ 365日 ※うるう年は366日

■浄化槽汚泥収集原単位(L/人・日) = 浄化槽汚泥収集量(kℓ/年) ÷ 人口 ÷ 365日

図表5-5 し尿、及び浄化槽汚泥収集量の実績

(2) 収集・処理体制

本町におけるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可及び委託業者が行っており、南河内環境事業組合にある資源再生センターにて処理しています。収集・運搬体制及び資源再生センターの概要は、下表に示すとおりです。

項目	体制	車種	台数
し尿・浄化槽汚泥	許可・委託	バキュームカー	4台

図表5-6 収集・運搬体制

項目	概要
施設名称	南河内環境事業組合 資源再生センター
所在地	大阪狭山市東池尻六丁目 1622 番地の 1
処理能力	200kℓ/日 (し尿：104kℓ/日、浄化槽汚泥：96kℓ/日)
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理

図表 5-7 資源再生センターの概要

4. 太子町内主要河川水質調査結果

本町を流れる大和川水系の石川にそそぐ太井川・梅川・飛鳥川の水質分析結果については、下表に示すとおりです。

太井川（調査地点：太井川橋） 単位 (mg/L)

	平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成25年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
PH	7.3	7.5	7.9	7.9	8.1	8.1	7.9	8.1	7.5
BOD	4.2	3.8	9.1	7.4	1.5	1.6	1.6	1.2	1.55
COD	6.0	6.5	7.9	4.2	2.7	3.5	4.3	3.7	4.0
SS	7.0	18.6	9.3	2.0	3.0	2.3	1.0	1.0	2.5
全窒素	4.1	2.5	2.4	1.3	1.6	1.3	1.5	1.3	1.3
全りん	0.16	0.19	0.27	0.14	0.11	0.085	0.12	0.1	0.1

太井川（調査地点：管ヶ谷橋） 単位 (mg/L)

	平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成25年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
PH	ND	ND	ND	ND	8.1	7.7	7.8	7.9	8.0
BOD	ND	ND	ND	ND	1.7	1.4	1.6	0.98	0.8
COD	ND	ND	ND	ND	2.6	3.3	4.2	3.4	3.95
SS	ND	ND	ND	ND	1.0 未満	2.8	1.5	1.0	2.75
全窒素	ND	ND	ND	ND	1.7	1.3	1.3	1.2	1.17
全りん	ND	ND	ND	ND	0.10	0.09	0.13	0.1	0.11

梅川（調査地点：板屋橋） 単位 (mg/L)

	平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成25年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
PH	7.2	7.8	7.9	7.8	8.0	7.9	7.9	8.0	7.6
BOD	4.0	3.4	1.6	1.8	1.7	1.8	1.6	1.1	1.5
COD	4.6	5.5	3.7	3.9	2.1	2.4	3.5	3.0	3.5
SS	8.5	43.8	9.2	4.0	2.0	7.5	1.0	1.0	2.8
全窒素	2.5	2.2	1.9	1.7	1.6	1.2	1.3	1.1	1.1
全りん	0.17	0.19	0.12	0.14	0.09	0.07	0.10	0.07	0.1

飛鳥川（調査地点：松本橋） 単位 (mg/L)

	平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成25年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
PH	7.6	7.6	7.8	7.8	8.3	8.4	8.2	8.4	8.3
BOD	10.7	8.8	6.6	2.1	1.6	2.0	1.7	1.1	1.7
COD	11.5	9.5	5.9	5.6	3.2	3.8	4.2	4.0	4.65
SS	6.9	16.3	9.3	1.0	2.0	4.8	1.0	3.0	2.5
全窒素	3.5	4.1	4.9	1.6	1.8	1.6	1.8	1.3	1.3
全りん	0.49	0.35	0.39	0.34	0.14	0.11	0.15	0.13	0.11

図表 5-8 水質調査結果

第6章 生活排水処理の課題

1. 公共下水道の整備促進

本町の公共下水道整備（汚水整備）は、平成2年1月から管渠の整備に着手し、令和4年度末の認可区域面積は244haとなりました。下水道処理区域内人口普及率は、93.6%となっています。

人口減少時代を迎え、下水道に接続していた人口も同時に減少しています。さらに、近年の節水機器の普及や節水意識の向上及び定着により、今後も水需要が年々低下していくことが予想されます。接続率向上のため、供用開始された下水道処理区域内の未接続世帯（し尿汲取り便槽及び単独処理浄化槽世帯）に対して、職員の個別訪問により、下水道接続の勧奨を行います。

さらに、技術職員の減少問題に対応するため、技術継承のための共同研究とアウトソーシングの共同処理について、近隣市町村との取組を継続しています。

2. 公共下水道未整備区域における生活排水処理の促進

公共下水道未整備区域において、し尿汲取り便槽や単独処理浄化槽を設置している世帯等は、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流され、河川等水域の水質汚濁原因の1つになっています。こうしたことから、公共下水道未整備区域の生活排水処理の方策として、公共下水道の整備促進とともに、し尿汲取り便槽及び単独処理浄化槽の利用世帯の合併処理浄化槽への設置替えの促進について検討する必要があります。

3. 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽処理において維持管理（保守点検・清掃・法定検査）が適正に行われていない場合、その処理性能が十分に発揮されず、水質汚濁や悪臭の原因となり公共用水域の汚濁につながることから、浄化槽使用世帯に対して、適正な維持管理方法について啓発並びに指導をしていく必要があります。

なお、単独処理浄化槽は、生活雑排水を公共用水域に直接放流することで環境への負荷が生じており、また、老朽化による破損・漏水が懸念されることから、下水道処理区域内では下水道接続を行い、下水道整備が当分の間見込まれない地域では合併処理浄化槽へ転換する必要があります。

第7章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理基本計画

本町における生活排水処理の基本理念及び基本方針は以下の通りとします。

なお、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく一般廃棄物処理計画の一部である生活排水処理基本計画と水質汚濁防止法第14条の9に基づく生活排水対策推進計画を兼ねています。

生活排水処理の基本理念

生活排水処理に関し、より一層の生活排水処理施設の整備に努め、一般家庭等から生じる生活排水を衛生的に処理することを基本理念とし、清潔で衛生的な生活環境の実現と公共用水域の水質保全を図るものとします。

生活排水処理の基本方針

本町では、令和4年度末現在、水洗化・生活雑排水処理率は、87.7%となっています。今後、下水道事業経営の健全化を意識しながら公共下水道の整備を進めるとともに、下水道処理区域内の未接続世帯に対して、下水道接続の勧奨を行い、水洗化・生活雑排水処理率の向上を図るものとします。

第2節 生活排水処理の目標

1. 達成目標の概要

公共下水道が供用開始された下水道処理区域内の未接続世帯に対して、下水道接続の勧奨を行います。また、将来的には下水道事業経営健全化の目途が立ち次第、公共下水道のさらなる整備を再開することや、下水道整備が当分の間見込まれない地域では、し尿汲取り便槽、及び単独処理浄化槽使用世帯に対して、合併処理浄化槽への転換促進により生活排水処理を進めていくものとします。今後の推移、達成目標及び公共下水道計画図を下表に示します。

○水洗化・生活雑排水処理率の目標

項目	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
水洗化・生活雑排水処理率	87.7%	89.7%	91.6%	93.4%

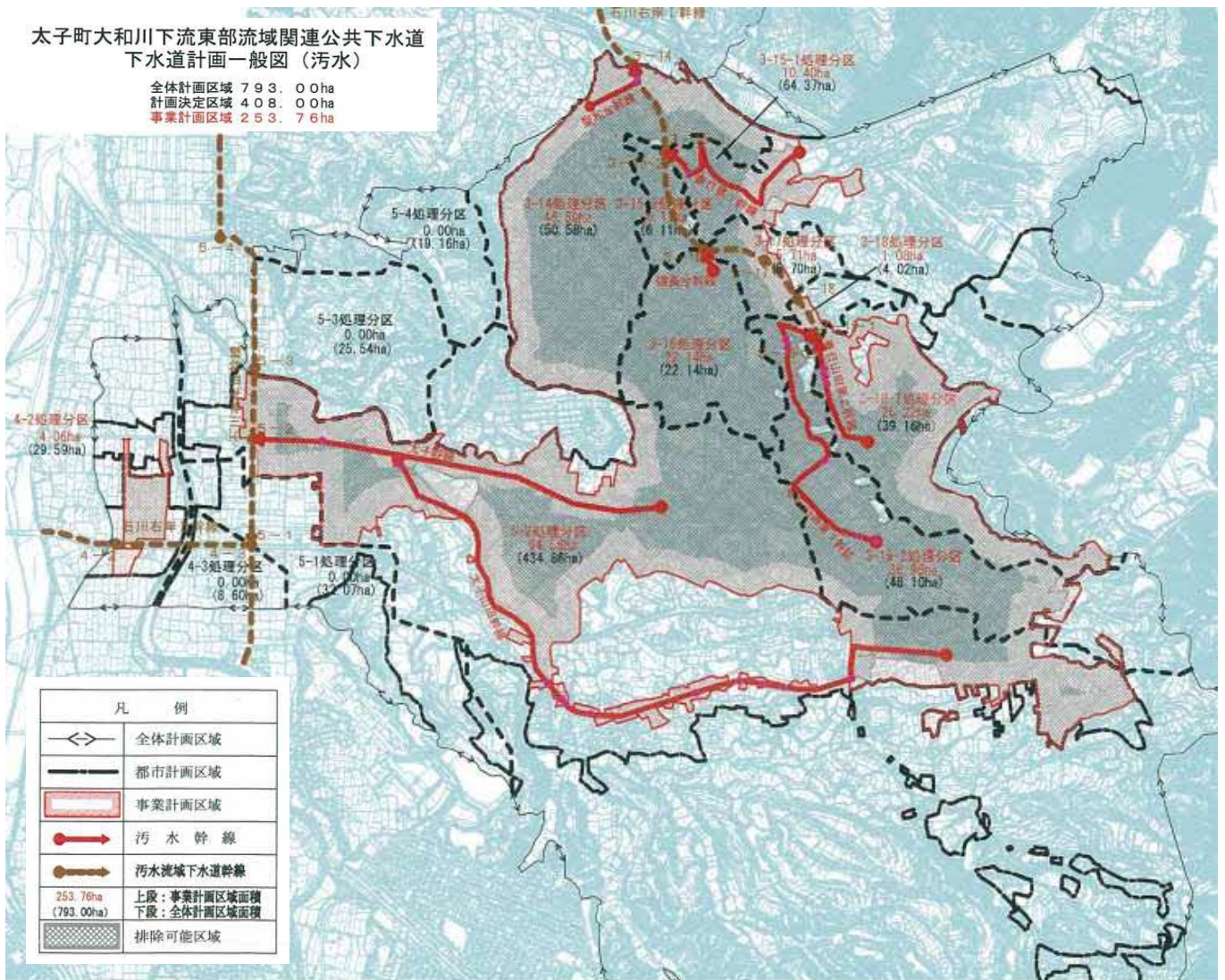
○人口の目標値（単位：人）

項目	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
計画処理区域内人口	12,935	12,100	11,361	10,570
水洗化・生活雑排水処理人口	11,346	10,850	10,410	9,868

○生活排水処理形態別人口の目標（単位：人）

項目	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
水洗化・生活雑排水処理人口	11,346	10,850	10,410	9,868
(1) 公共下水道	11,014	10,539	10,118	9,597
(2) 合併処理浄化槽	332	311	292	271
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	1,382	1,056	769	533
非水洗化人口（汲取り人口）	207	194	182	169

図表 7-1 生活排水処理の達成目標



図表 7-2 公共下水道計画図（令和4年度末）

2. 処理形態別人口の見込み

(1) 公共下水道人口

公共下水道人口の見込みを下表に示します。

単位：人

年 度	計画処理 区域内人口	整備済区域人口		接続人口		
			整備率		接続率	
実績	令和 2	13,172	12,315	94%	11,089	84%
	令和 3	12,999	12,163	94%	11,052	85%
	令和 4	12,935	12,101	94%	11,014	85%
予 測	令和 5	12,799	11,975	94%	10,973	86%
	令和 6	12,663	11,969	95%	10,869	86%
	令和 7	12,527	11,842	95%	10,818	86%
	令和 8	12,385	11,710	95%	10,708	86%
	令和 9	12,243	11,577	95%	10,650	87%
	令和 10	12,100	11,444	95%	10,539	87%
	令和 11	11,958	11,312	95%	10,482	88%
	令和 12	11,816	11,179	95%	10,372	88%
	令和 13	11,664	11,037	95%	10,304	88%
	令和 14	11,512	10,894	95%	10,186	88%
	令和 15	11,361	10,753	95%	10,118	89%
	令和 16	11,209	10,610	95%	9,999	89%
	令和 17	11,057	10,468	95%	9,932	90%
	令和 18	10,895	10,315	95%	9,803	90%
	令和 19	10,733	10,163	95%	9,726	91%
	令和 20	10,570	10,010	95%	9,597	91%
	予測根拠	人口問題研究所予 測数値を参考にし たもの	区域外人口 予測により 算出			

図表 7-3 公共下水道人口の見込み

(2) 処理形態別人口

計画期間における処理形態別人口の見込みを下表に示します。

単位：人

年 度	計画処理 区域内 人口	水洗化・生活雑排水処理人口				水洗化・生活雑 排水未処理人 口(単独処理浄 化槽)	非水洗化人口 (汲取り人口)	
		公共 下水道	合併処理 浄化槽	計	処理率			
実績	令和2	13,172	11,089	390	11,479	87%	1,479	214
	令和3	12,999	11,052	344	11,396	88%	1,391	212
	令和4	12,935	11,014	332	11,346	88%	1,382	207
予 測	令和5	12,799	10,973	329	11,302	88%	1,292	205
	令和6	12,663	10,869	325	11,194	88%	1,266	203
	令和7	12,527	10,818	322	11,140	89%	1,187	200
	令和8	12,385	10,708	318	11,026	89%	1,161	198
	令和9	12,243	10,650	314	10,964	90%	1,083	196
	令和10	12,100	10,539	311	10,850	90%	1,056	194
	令和11	11,958	10,482	307	10,789	90%	978	191
	令和12	11,816	10,372	303	10,675	90%	952	189
	令和13	11,664	10,304	299	10,603	91%	874	187
	令和14	11,512	10,186	295	10,481	91%	847	184
	令和15	11,361	10,118	292	10,410	92%	769	182
	令和16	11,209	9,999	288	10,287	92%	743	179
	令和17	11,057	9,932	284	10,216	92%	664	177
	令和18	10,895	9,803	280	10,083	93%	638	174
	令和19	10,733	9,726	275	10,001	93%	560	172
	令和20	10,570	9,597	271	9,868	93%	533	169
	予測根拠	人口問題研 究所予測数 値を参考に したもの	計画処理 区域内人 口から各 人口を減 じたもの	人口予測 の前年度 比により 算出			過去実績人 数により算 出	人口予測の 前年度比に より算出

図表 7-4 処理形態別人口の見込み

3. し尿・浄化槽汚泥量の予測

し尿・浄化槽汚泥の予測にあたっては、過去3年間の原単位を基に計画原単位を設定することとします。

(1) 計画原単位

過去3年間の原単位について下表に示します。

計画原単位として、過去3年間の平均値を採用し、一定に推移していくものとします。

○計画原単位の設定

区分\年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
収集人口（人）	し尿	214	212	207	
	単独浄化槽	1,479	1,391	1,382	
	合併浄化槽	390	344	332	
	浄化槽計	1,869	1,735	1,714	
収集量（kℓ/年）	し尿	308	287	244	
	浄化槽汚泥	1,394	1,386	1,304	
	計	1,702	1,673	1,548	平均
原単位 （L/人・日）	し尿	3.93	3.71	3.23	3.62
	単独浄化槽	1.81	1.96	1.87	1.88
	合併浄化槽	2.90	3.13	2.99	3.01

注) 単独処理浄化槽汚泥、及び合併処理浄化槽汚泥の各原単位は、以下の方法により求めた。
し尿処理施設構造指針解説の原単位(単独処理浄化槽汚泥：0.75、合併処理浄化槽汚泥：1.2)

$$\text{単独+合併処理浄化槽汚泥量(kℓ/年)} = (a \times c + b \times d) \times 365 \text{日} \times 10^{-3} \text{(うるう年366日)}$$

単独処理浄化槽人口：a、合併処理浄化槽人口：b、単独処理浄化槽原単位：c
合併処理浄化槽原単位：d c:d=0.75:1.2

図表 7-5 し尿及び浄化槽汚泥の原単位の実績

(2) し尿・浄化槽汚泥量の予測結果

し尿・浄化槽汚泥量の予測結果を下表に示します。

年 度	し 尿			単独処理浄化槽汚泥			合併処理浄化槽汚泥			浄化槽 汚泥 合計 (kℓ/年)	合 計		
	人口 (人)	原単位 (ℓ/人・日)	収集量 (kℓ/年)	人口 (人)	原単位 (ℓ/人・日)	収集量 (kℓ/年)	人口 (人)	原単位 (ℓ/人・日)	収集量 (kℓ/年)		(kℓ/年)	(kℓ/日)	
実 績	令和2	214	3.93	308	1,479	1.81	-	390	2.90	-	1,394	1,702	4.7
	令和3	212	3.71	287	1,391	1.96	-	344	3.13	-	1,386	1,673	4.6
	令和4	207	3.23	244	1,382	1.87	-	332	2.99	-	1,304	1,548	4.2
予 測	令和5	205	3.62	271	1,292	1.88	887	329	3.01	361	1,248	1,519	4.2
	令和6	203	3.62	269	1,266	1.88	871	325	3.01	358	1,229	1,498	4.1
	令和7	200	3.62	264	1,187	1.88	815	322	3.01	354	1,169	1,433	3.9
	令和8	198	3.62	262	1,161	1.88	797	318	3.01	349	1,146	1,408	3.9
	令和9	196	3.62	259	1,083	1.88	743	314	3.01	345	1,088	1,347	3.7
	令和10	194	3.62	257	1,056	1.88	727	311	3.01	343	1,070	1,327	3.6
	令和11	191	3.62	252	978	1.88	671	307	3.01	337	1,008	1,260	3.5
	令和12	189	3.62	250	952	1.88	653	303	3.01	333	986	1,236	3.4
	令和13	187	3.62	247	874	1.88	600	299	3.01	328	928	1,175	3.2
	令和14	184	3.62	244	847	1.88	583	295	3.01	325	908	1,152	3.1
	令和15	182	3.62	240	769	1.88	528	292	3.01	321	849	1,089	3.0
	令和16	179	3.62	237	743	1.88	510	288	3.01	316	826	1,063	2.9
	令和17	177	3.62	234	664	1.88	456	284	3.01	312	768	1,002	2.7
	令和18	174	3.62	231	638	1.88	439	280	3.01	308	747	978	2.7
	令和19	172	3.62	227	560	1.88	384	275	3.01	302	686	913	2.5
	令和20	169	3.62	223	533	1.88	366	271	3.01	298	664	887	2.4
	予測根拠		過去 3年 平均			過去 3年 平均			過去 3年 平均				

図表 7-6 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

第3節 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 収集・運搬計画

現在、許可業者による収集・運搬が行われていおり、今後も現体制を継続していくものとし、収集対象世帯数等に大きな変動が生じた場合は適宜見直しを行うものとします。

(2) 中間処理計画

現在、本町のし尿及び浄化槽汚泥は南河内環境事業組合において処理を行っています。し尿及び浄化槽汚泥ともに収集量は減少傾向にあり、処理量が処理能力に対して極端に少なくなると、処理負荷が不足し、運転が難しくなります。また、目標である公共下水道接続人口100%を達成した場合、し尿処理施設の廃止等を行う必要があります。

今後のし尿処理のあり方については、南河内環境事業組合全体を視野に入れた動向を踏まえ、適切な施設整備と維持管理方法について検討を行っていきます。

第4節 広報・啓発

下水道未接続世帯に対し、現状把握するとともに職員が訪問の上、接続の促進を図ります。

また、浄化槽の設置者、及び管理者に対しては定期的な保守点検、清掃並びに法定検査の受検を行うよう啓発や指導を行い、公共用水域の水質保全の観点から、「下水接続、及び浄化槽維持管理の周知・啓発」について、広報紙やホームページ等を活用し周知・啓発に取り組んでいきます。

第8章 災害時のごみ及びし尿処理の体制

本町では、震災・水害等の災害により一度に多量の廃棄物が発生した場合、「太子町地域防災計画」に基づき迅速かつ円滑に除去するとともに、可能な限り適正な処理処分を行っていくものとします。また、災害時のごみについては、周辺の自治体との広域協定締結等を含めて、今後さらに検討を進めていきます。

用語の説明

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類される。「ごみ」は事務所、商店等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活から生じる「家庭系ごみ」に分類される。

大阪湾フェニックスセンター

昭和 56 年に公布された「広域臨海環境整備センター法」に基づき、近畿圏において昭和 57 年 3 月に 2 府 4 県 159 市町村港湾管理者の出資により設立された。

地方公共団体等から、委託を受けた一般廃棄物や産業廃棄物の埋立てにより最終処分を行っている。

【か行】

家電リサイクル法

一般家庭等から排出されたテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機等から、有用な部品や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を促進するための法律。

グリーン購入

環境への負担ができるだけ少ない再生商品等を優先して購入すること。

【さ行】

三成分

廃棄物を可燃分、灰分、水分に分類すること。この三成分は、ごみ焼却施設の設計を行う上で必要となり、可燃分が多いと燃えやすい、水分が多いと燃えにくい廃棄物であることがわかる。灰分は、最終処分量の検討に利用される。

集団回収

自治会、子ども会等が主体となり、各家庭から出る古紙類の資源化物を回収し、資源回収業者に引き渡す住民の自主的なリサイクル活動。

循環型社会

循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

焼却残渣

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の燃え残りである未燃分からなっている。

食品リサイクル法

食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルを図ること目的とする法律。

ステーション方式

地域の複数の住民が特定の集積所にごみを出し、収集車が各ステーションを回り、収集する方法。

3 R (スリーアール)

3 R とは、リデュース (Reduce) 物を大切に使いごみを減らすこと、リユース (Reuse) 使える物は、繰り返し使うこと、リサイクル (Recycle) ごみを資源として再び利用することの 3 つの R の総称。

【た行】

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに鉄やアルミ、ガラス等、再資源として、利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

適正処理困難物

一般廃棄物の処理は、原則として市町村にあるが、近年の製品の複雑化を考慮すると、すべてを市町村において処理することができない。そこで、「廃棄物処理法」第6条の3では、全国的に処理が困難となっているものを環境大臣が「適正処理困難物」に指定できることと定めている。また、同法第6条の3第2項において、市町村長が製造販売者に対して、引取り等の協力を要請できるものとしている。

【ま行】

南河内環境事業組合

広域行政でごみ処理を行うために昭和42年に発足し、現在、富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村で組織している。

【や行】

有価物

再生利用ができる資源物や売却できる価値のある資源物等。

容器包装リサイクル法

一般家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化と資源の有効利用を図る法律。